

著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関するワーキングチームにおける検討課題の概要と検討の進め方（案）

1. 検討課題の概要

（1）独占的ライセンスの対抗制度の導入について

独占的利用許諾契約（独占的ライセンス契約）における利用者（独占的ライセンシー）は、①著作権者等が第三者との間で別途、利用許諾契約を締結した場合や、②著作権等が第三者に譲渡された場合、これらの第三者に対し、当該ライセンスの独占性（自分以外の者には利用を行わせないという点）を対抗する手段はない。そのため、独占的な地位を得るために非独占ライセンスよりも高い対価を支払っていることが多い独占的ライセンシーの地位が不安定な状況にある。

一般的な利用許諾に係る権利の対抗制度については、平成31年2月の文化審議会著作権分科会報告書において、当然対抗制度の導入が適当という内容の提言がまとめられ、次の法改正のタイミングで当然対抗制度が導入されることとなっている。同報告書では「著作物の利用許諾に係る権利の対抗制度とは、…利用許諾に係る利用方法及び利用条件に従って著作物を利用することができるという点について対抗を可能とする制度をさし、自分以外の者には利用を行わせないという点（独占性）の対抗を可能とするものではないものとして検討を行うこと」とされ、独占性の対抗を可能とする制度については、「利用許諾に係る権利の対抗制度とは譲受人に与える影響の程度が異なるため、その不利益の程度に応じた適切な対抗力の付与の在り方について検討を行う必要があるところ、…もう一つの検討課題である『独占的ライセンシーへの差止請求権の付与』の在り方を考える上で密接に関わる論点になり得ることから、当該検討課題と併せて今後検討を行うこと」とされている。

本ワーキングチームでは、上記報告書の整理及び平成29年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」による調査結果を踏まえつつ、民法法理との整合性、制度の導入が契約実務に与える影響、他の知的財産権法との整合性、他の著作権制度に与える影響等を考慮しつつ、著作物等に係る独占的ライセンスの対抗制度の在り方を検討することとする。

（2）独占的ライセンシーに対し差止請求権を付与する制度の導入について

現行著作権法では、産業財産権における専用実施権・専用使用権のような準物権的な利用権が出版権以外に存在しておらず、原則として独占的ライセンシーが差止請求権を行使することはできない。独占的ライセンシーが差止請求権を行使する方法としては、現行法の下でも債権者代位権の転用により著作権者等の有する差止請求権を代位行使するという方法が考えられるところであるが、これについては債権者代位権の行使に当たってライセンサ

一が侵害排除義務を負っていることを求める裁判例が存在し、実態としてライセンサーが侵害排除義務を負う場合は多くないこと、そのような義務を負うことに抵抗感を有する著作権者等が存在すること、また、著作権者等が第三者との間で別途、利用許諾契約を締結した場合の当該第三者に対してはかかる方法を用いて対応することはできないことから、債権者代位権の行使による対応が十分可能な状態とは言い難い状況にある。

したがって、独占的な利用に対する期待を有する独占的ライセンサーが、第三者による当該著作物等の無断利用が発生している場合に、自ら当該無断利用行為を差し止めることが困難な状況にある。

昨今、海賊版による著作権者等への被害が拡大している中で、独占的ライセンサーが自ら差止請求を行うことができるようになれば、インターネット上の海賊版の削除請求や税関における海賊版の水際差止め等の対策が容易となり、海賊版による被害の拡大防止に資するものと考えられる。

本ワーキングチームでは、平成29年度文化庁委託事業「著作物等のライセンス契約に係る制度の在り方に関する調査研究」による調査結果を踏まえつつ、民法法理との整合性、他の知的財産権法との整合性、著作権者の意思との関係等を考慮しつつ、権利行使の実効性を確保する観点から、独占的ライセンサーに差止請求権を付与する制度の在り方を検討することとする。

2. 検討の進め方

想定される課題解決手段によって、検討すべき事項が異なり得るため、両制度の検討の前提として、想定される課題解決手段の方向性を議論し、その結果に基づき検討事項を整理しておくことが有用と思われる。また、(1) 独占的ライセンスの対抗制度及び(2) 独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度は密接に関連し、制度の立て付けによっては後者の導入に当たって前者の導入が前提となるなど、相互に影響を及ぼし合う可能性がある。そこで、以下の順序で検討を進めることとしてはどうか。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 想定しうる課題解決手段の方向性及び検討事項を整理② 独占的ライセンスの対抗制度の導入について検討③ 独占的ライセンサーに対し差止請求権を付与する制度の導入について検討 |
|---|

また、両制度の導入にあたって、制度設計を検討する上では、関係者における具体的なニーズを把握する必要があるため、本ワーキングチームにおける検討と並行して、関係者へのヒアリングを実施することとしてはどうか。

以上